身延都市計画総括図

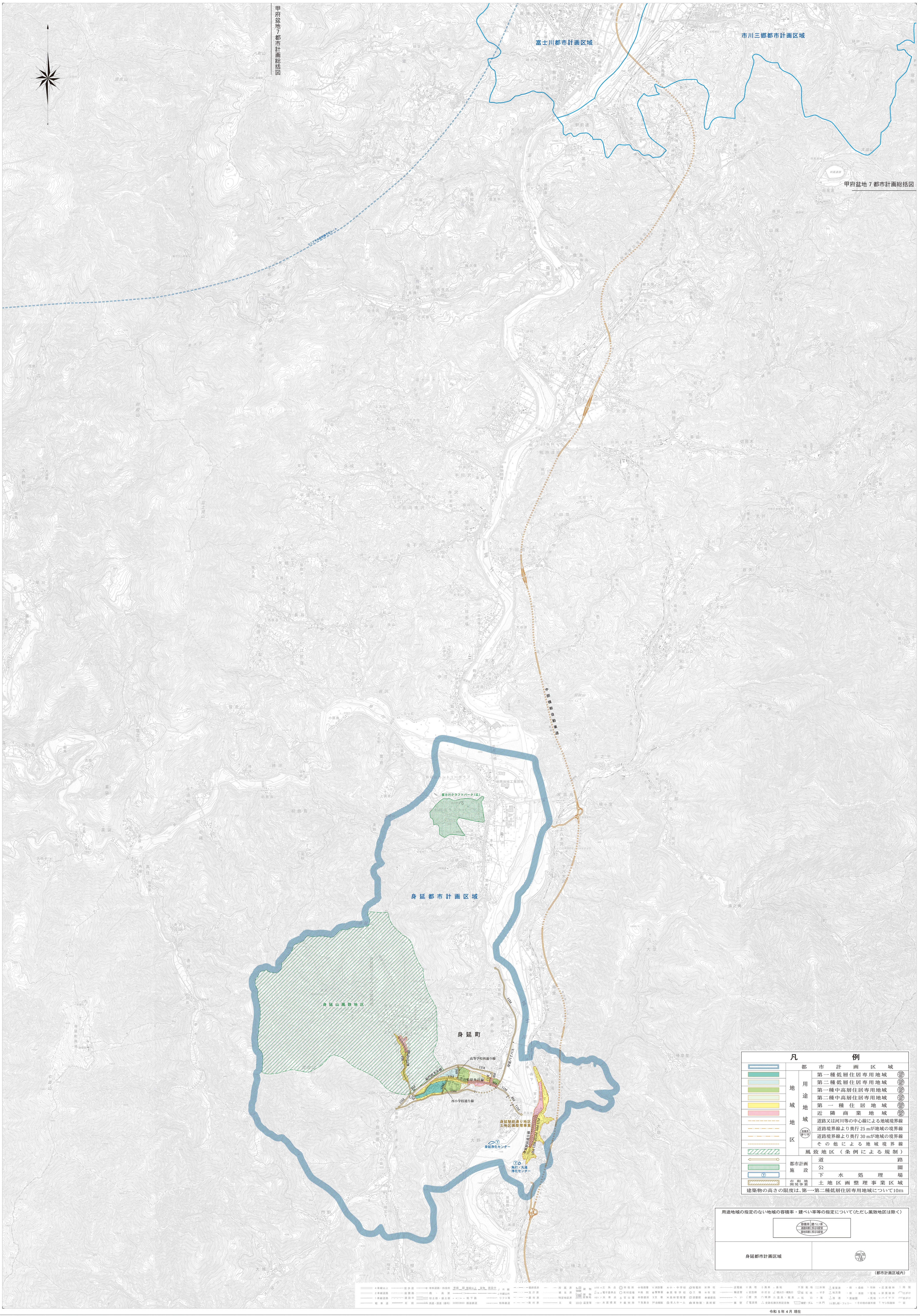
甲府盆地７都市計画総括図
富士川都市計画区域
市川三郷都市計画区域
甲府盆地７都市計画総括図
富士川クラフトパーク（広）
身延都市計画区域
身延山風致地区
身延町
高等学校西通り線
総門波木井線
小田船原角打線
西小学校通り線
総門山門線
身延バイパス
身延駅前通り線
身延駅前通り地区
土地区画整理事業
身延浄化センター
角打・丸滝
浄化センター
15M
11M
8M
12M
13M
10M 12M 20.5M 16M 17M
山
梨
県

凡	例			
▨	都市計画区域			
🟩	地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	100/60
▭			第二種低層住居専用地域	150/60
🟩			第一種中高層住居専用地域	150/60
▭			第二種中高層住居専用地域	150/60
🟨			第一種住居地域	200/60
🟥			近隣商業地域	200/80
- - - -			道路又は河川等の中心線による地域境界線	
—・—・—		容積率 建ぺい率	道路境界線より奥行 25 mが地域の境界線	
—・・—・・—			道路境界線より奥行 30 mが地域の境界線	
------			その他による地域境界線	
▨		風致地区（条例による規制）		
←○	都市計画施設	道路		
▩		公園		
㊦		下水処理場		
▧	市街地開発事業	土地区画整理事業区域		

建築物の高さの限度は、第一・第二種低層住居専用地域について10m

用途地域の指定のない地域の容積率・建ぺい率等の指定について（ただし風致地区は除く）

容積率 | 建ぺい率
道路斜線に係る勾配値
隣地斜線に係る勾配値

身延都市計画区域	200 | 70 1.5 1.25

（都市計画区域内）

令和５年４月現在

令和５年４月現在　「詳細については各市町村役場または県庁都市計画課、建築住宅課で確認して下さい」

1:25,000

500　0　500　1000　1500　2000m

禁複製転載

調製　東京都千代田区神田小川町三の二　内外地図株式会社　（電）〇三－三二九一－〇三三八番代表

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R4KTf16」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」